



山形県公報

令和5年6月1日(木)

号 外 (21)

目 次

規 則

○山形県行政組織規則の一部を改正する規則…………… (人 事 課) … 1

訓 令

○行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令…………… (同) …同

規 則

山形県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第36号

山形県行政組織規則の一部を改正する規則

第9条第1項の表健康福祉部の項中「企画調整担当」を「企画調整担当、新型コロナ対策企画担当、薬務担当、感染症対策担当」に改め、同条第2項の表中

健康福祉企画課	コロナ収束総合対策室	新型コロナ対策企画担当、薬務担当、感染症対策担当
医療政策課	地域医療支援室	

を

医療政策課	地域医療支援室	
-------	---------	--

に改める。

第16条第2項中「健康福祉企画課の分掌事務のうち前項第1号ハからルまでに掲げる事務はコロナ収束総合対策室で、」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県訓令第11号

庁 中
出 先 機 関

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令を次のように定める。

令和5年6月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令

(山形県職員服務規程の一部改正)

第1条 山形県職員服務規程(昭和37年4月県訓令第18号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「若しくは健康福祉部健康福祉企画課コロナ収束総合対策室」及び「若しくは室」を削る。
(職員の勤務時間に関する規程の一部改正)

第2条 職員の勤務時間に関する規程（昭和55年11月県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「若しくは健康福祉部健康福祉企画課コロナ収束総合対策室」及び「若しくは室」を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。